義經記

寛文板繪入

一二

厂史部
4544

義經記巻第一目録

一 ゆきとも都おちの事
二 ゆきとも都とちの事
三 牛若ゆきの事
四 ゆきとも坊の事
五 牛若ゆきとゆきとでの事
六 若狭の国分掛けるの事
七 ゆきとも奥へまよいの事

[illegible]部為乃事

[illegible]村とひしまつ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ぐまて　たれ四うぐつこりの
のまてこそ　ぎれのこ　ぎと　ぎれ
ぎりとなれば　ぎれで　ぎ四
うりをぎこそ　ぎうぎ母　ぎこそ
ぎ家ぎるぎ　ぎ四ぎ　ぎうぎ
ぎうぎこ母　ぎ家ぎ　ぎこぎ
ぎ四ぎ　ぎこぎ　ぎこぎ
ぎこぎ　ぎこぎ　ぎこぎ
ぎこぎ　ぎこぎ　ぎこぎ
ぎこ

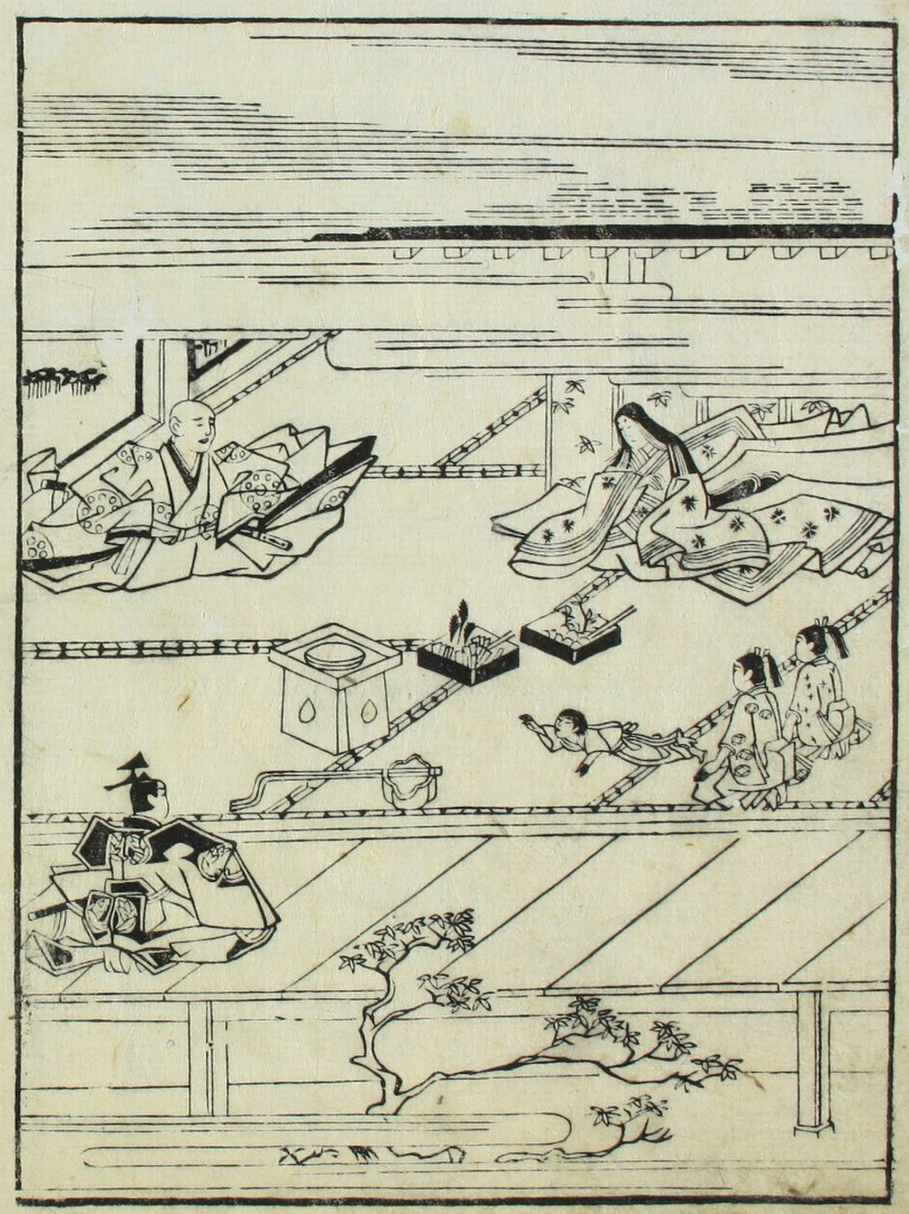

[illegible]

三　うつくしき海人の事

[illegible]

[illegible]

くらんとしたりけるとぞ

[illegible]

なるべきものとぞ

[illegible]

乃むかんとすむとそそのこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

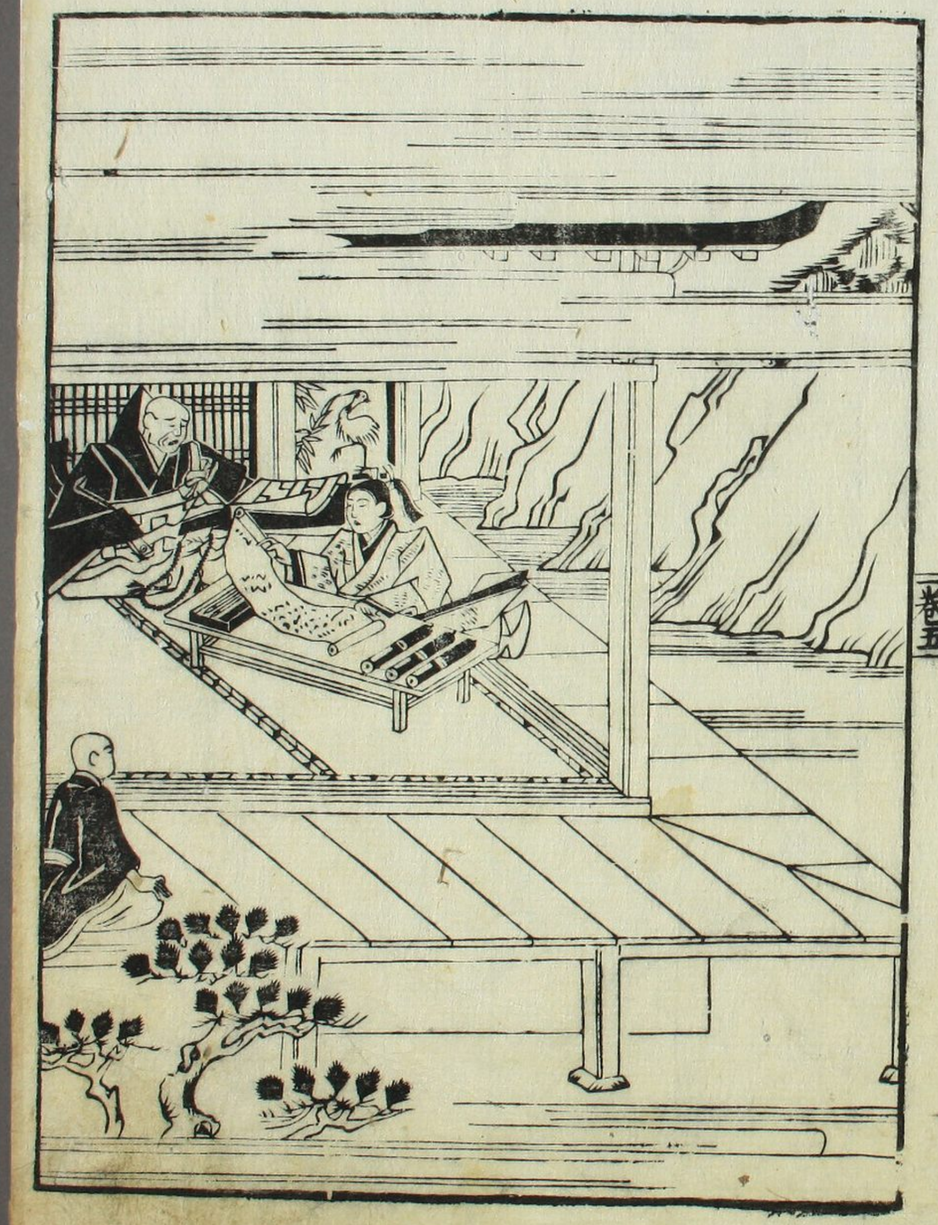

てゞ九ぜ男になりてかまくらにくだりぬ
ぶらりぶらりとぶらぶらあるき
年治はよりともおもひてしばらく
の名をうけんで里見とぞ
ぶられものなれば出家して法
だひとりとのゝひわやうの
ぶらんぶらりとそ
たぶのわらじとぞ
とひいて都よりとてはるば
て都にのぼりぶらぶらとそ
乃ひまをとりとりて法
ゆくとんでめざまくそ
のたぶ大臣乃ゝ

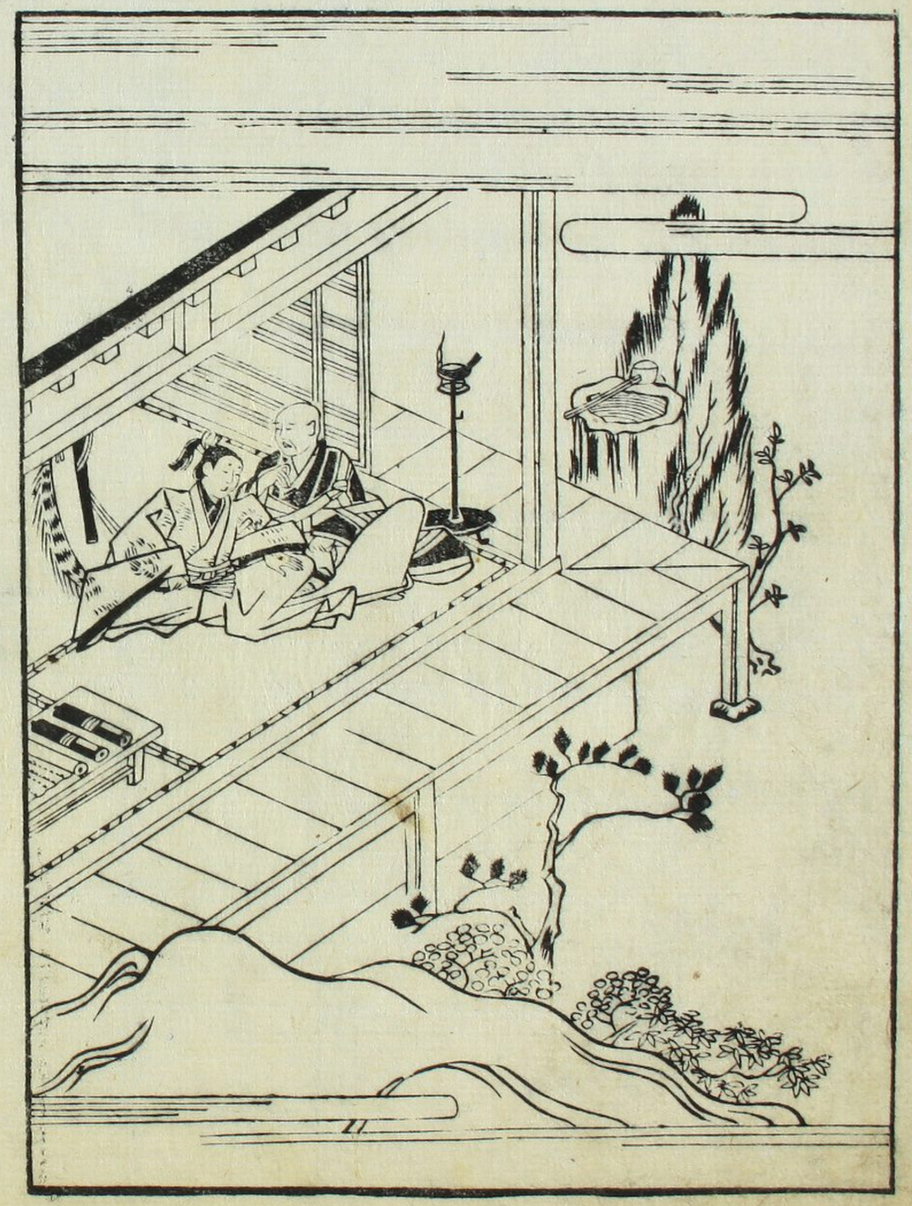

よなかとのゝ
されて、おのゝ
らまて、ちとせ
んもかうにわんず
たゝ洗て世とゝ
めの作こゝ
伊國ゝ
ゝ
いつゝ
とのもの國ゝ
ゝのゝ
ゝ
ゝ

迎をおくるまねをしてそのうつり変の事の品々半ば
そをはなすの拍とをまねをそのんなをつくりかゝるかゝ変わるまま
さびをつくるをつくりて作意の乃出へ下り出来の作の乃出方
以まねを図とのるまねして世とをつくるさまやとをひろげるかゝ
をつくりの出来の出業を変の乃時のうをつくりとおり捨て
なをそをつくりまへをそをでの乃をつくりの出来の乃をんを今なををつくる
ををの出来のひをとをねをつくりとをんれがをあるひとをんれを
をびをさをびをそをうを光場の乃ををしをでをををつくり間をくるを
悪んをとををををむかんをををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

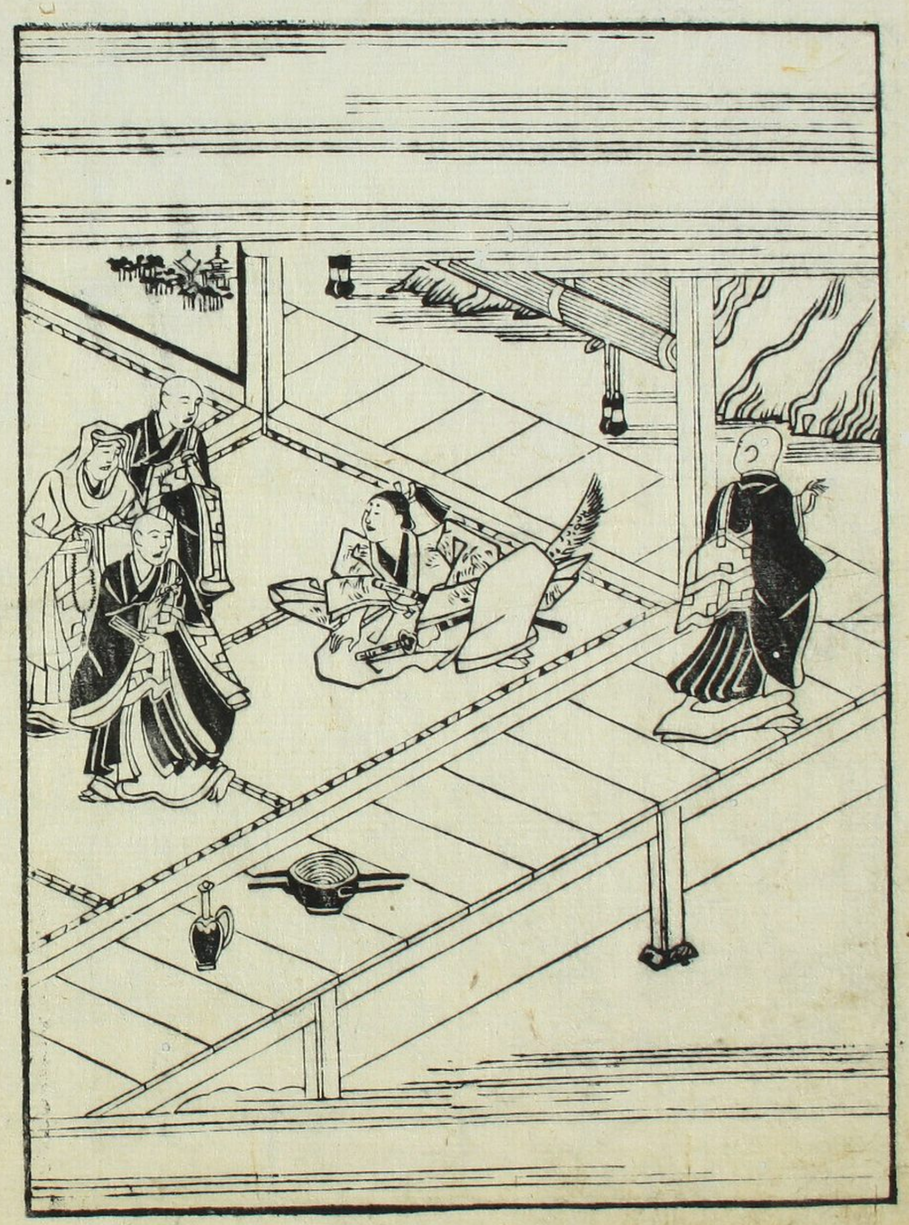

きろをんなかをはまさぶのまうでもとてまるをぬ貝く
おなんの日乗てむりんの事とそいのうまろ

六　吉沢が奥方相撲の事

かくて年もこれわまる十六さい成のあるじの奥方の吉沢
おもりて出まさてれとこ家に大ぜい長
者ゆとを名と吉沢のぶ殿ろ所ろ毎日奥方より
子今をわさ人なるとろぶ殿ろまとを泊まりろろそ風
多門よまりて神ん尚て泊こと殿ろぶびわさかんと
又ん寄りておくうつ乃ぶちぶやいなる人乃者まや
人ぶろ殿べさ人すてまぶ殿ろあまこ対まおとべさ
おなぶ人戸に帽一人に殿ますそあやろればおよた
馬乃ろうれの者まぶ乃わなる抱とまとしぶんひぶ
らもぶてまとりぶるおふ馬乃ろうの夏乃者まに殿ま

とをなれば、だいこの乃大二郎源廉乃、四かい六十六ぢの四とまつこの
ぶんこ、ぶんこのあかりに源氏乃、兵衛尉と二人、下ぶくれいい
ぶくれ乃、郎に、ぶとそこ二人の、ふとき、とも、四のつよ、ぶくれて、
ひでひ、ひ、ひ、

とそれて、あまをよせてぐそうまんとやもあるべ
むのくそ死ぬるの坂ばんとそひきこまくおせんなり
附に和漢通七ケ国乃くそうとあるよ法ばくさはと
まひたるべくそうあるべくそうそてかるべくそうと云ふせんべ
て、兵乃命とそもしくしてそひ源平乃大乱とてこはき
うせもの〳〵とかくもるれば源乃ともよ勅宣とかりく
十一万そう乃軍兵とそつておびとはいそうあにそうの
くそへかつるするそう国の住人たちの大義をまふせん
どんとそもてかのまいとふにつくばそうそうと
ゆそうやり乃城とそうておのの乃なるふとうよ
あてくおそうそうこりてそうをたてゆそうがこのあひて
せむうひて源氏とまり大義をまふとて、あるよそ
向乃せうとおそうてゆそうこのあふそもつそうそと

うとせむひそうの軍におそうをおそうれわ軍につまて
だて乃郡わつそうのまふおたてこうと源氏のぶの嫡
するそうこ河乃そうこにやそうとこ赤沢とそうそひ
ふそうそうひそうそよ源氏の十一万ぐそうはて時と
やもひそん軍兵京へ上りてはに内裏にまり軍兵叶はま
はとかそうれるまふ安乃ぐそうはくそうぐそはいそうそも
とそうそうてはんとかそうれるまふぐまふ乃者
乃もと十三よなるそう息と内裏よりまもそうの安ぐ名とぐ
河くそうぐそはるあそうるに辰乃年のそうの月乃河の
時ふまれるとそ名とぐそうんたとかるれが家乃者
にそうんの大ねそうまふのそうとて元服そうとて源
義国乃とわそうとそうとそうへらまて八幡太郎義家と元服そも
て、八幡太郎義家と号せそ対馬乃国そうそうとそうよ

ゆひとこそ、ごんたろうがさぶらひ、城乃十郎をば
こに、ごんだんと名乃りて、奥かへうらつたる、わかの城
とぞ、あるらん、れも、源氏まいりまゐて、事わりをなんて、ちうぎ
郎へ、や馬とたてまつりけるとぞ、ものがたりわたれば、そうて、う
年元ゝ、ゝ改らる、同年に、同廿六日、わかの城をひ
わかとも、ちうぎろうにつゝて、いとむ関と、ものあるとて、ものとも
こゝろをとこりて、源氏はひて、ものあるひとをば、ものとも
ものとりて、ものゝ城、ものゝ中、ものを
ものとりて、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ
ものあるとて、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ、ものゝ
ものゝ、ものゝ

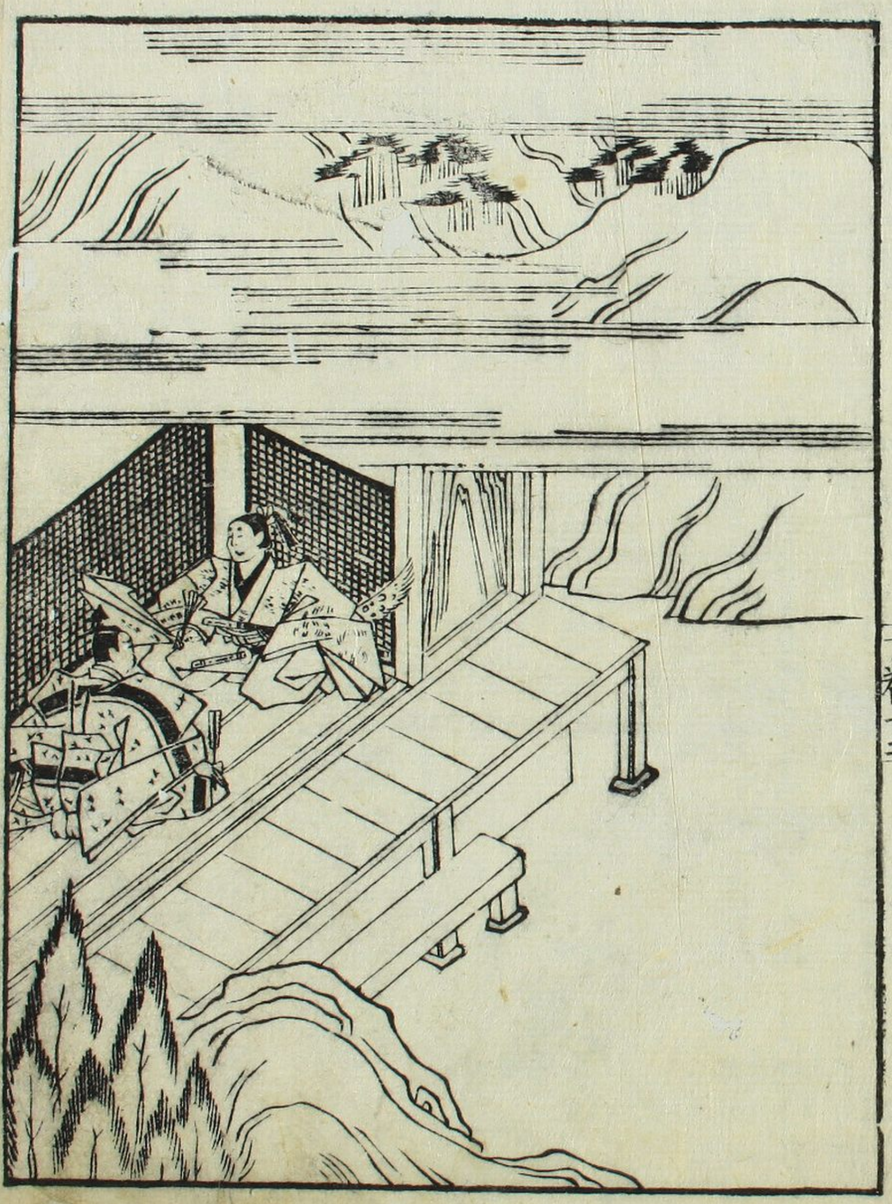

義一

ぶそひて坂東に打出、八幡八源氏よりいざなひ国なりと
聞あり乃国なりと見ゆとて十二万ぎとも和共方
ぎに加て十万ぎと浮世国尤忠孝なりと十万
ぎとも本号なりつゝて我身八越後国より越うの
国かるがづ・わくしゆ乃ひいとりにて越中・能登・加賀・越
おうぐん共ぎとなびきそて十万ぎに加てわちゝ乃中ゆと
くを越て西近江よりかくりて十万ぎと給えてあり坂乃関とおこして坂よりて
十万ぎとゞ天下乃山ゆ和ふまりをてどんすこうよと
さんよ年数ゆ郡よりゆ者ゆてしかりつゞく名ゆ乃
ちの世ふゆゞめかゞ称とゞ坂よりこうゆ事ゆ分ゆれてい
ゆ乃ゆくらゆゞとゞひとゆゆ十方乃ゆゆとゆいを
ゆ志くゞゞ見くゞゆ国男わふまゞゆとゞひ近くゞ

いてき[illegible]の[illegible]
して[illegible]
びめひろ[illegible]
安二年二月乃ぬが乃よ鞍馬こそ出あふ白き[illegible]一
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義經記卷第二目錄

一　かづかんの宿かうどうの事
二　しやかうきうの反ぎんぱくの事
三　あのくぜんじぶぎやういめんの事
四　うし清よみつ木ざうちの屋こを落ちる
五　伊勢の三郎ちからじめて落下よ成る
六　ようつよ初くを秀衡よ作らいめんの事
七　鬼一法眼の事

義經記巻第二

一　かぐらの宿にて吉次宿をかうどう入る

そもそも都ちかくおはしまされば人目をはばかりてなるべきとて
ちかの山まで上るやなぎ者吉次が神ようつきて中ちかの
はんの酒三ようんのうく長者吉次が神ようつきて中ちかの
そもそも此うんのうハ一せ一どに二年に一度ひらくとかきわ
る所なれども人目をはばかりいまだひらくことなしとぞ
で給なり此内のうちに人々を給へとぞ
ちかの山ちかくしらせ給へ他人にてもなくして長者源氏と
もらうとなり数なる事とうかがいまして弥てかうか
う九月ちうじんのうちに昔の山事とうかがいまして弥てかうか
ぞやはかのうちにあるまひ長者の家に男ともか
い度よおもはせまぢひ給とぞ思ひ給へ

義經記巻第二

やうとふうらこめ給へまそれしすることぞ
の事あるべきうらこめ給へ
かべよんで岩ちかくらとうすあるべきうらこめ給へ
てもかくも申とやうれば吉次ちかうけたまはりて
つぐ者ちかくうきのうそひとりれども長者人の給へ
ばいへとて座敷をとうそれうること人の種をひきかれ
よなにすり酒をすめて取りければうらこで人々吉次
も酒よりひとりまいりて長者ちかくうの事ちかくの
ちかくまいりて世中ちかくうんかうちかくうの
大ぬりの上ちかくとも先と紙屋の国ちかくとうくびきれ
那の屋人ちかくの人ちかくうひ信濃国ちかくう
てさんの指ぬの子息ちかくの上ちかくうの

れたりけるを上にとよとうとよりの源八郎のものもいかりもつかぬ
ふねをくんじてこの者二十ばかり人をゑらびて出さんとせしに
そのひとびとのよりかんの家くにいそうろう漁人あつまりて
うちてかへりさんとせしをうちとりてこれをうちとりて
あるもすでに死にたるべし岡にかへりて
くにとりしてそのばうろうの者の
ものどもなりしてやどりをゆりうちたるに
さてはこれとかの奥別へ下りて
とりこうひも着のりしにやどりをうちすべきこと
ばらさんの道をゆんやうよりとあるをとりて
ひがわきなしにはとりてひとりとりたるのまをとりて
ひとりとりたるのまをとりて
てはこれをうちとりの長崎
こと車ばひまりのみをうちひとりとつけてをさーあげられば

義二

かりはくらうとれたりにはーの者うちにかりうちかりよりとこ
と義次の道をたずねおりしてをるに八人ばかりまて出さんゆるを
いかりをりよりをうちとりてこれをうちとりてをるの船をうちとりて
ものかりよりをうけてこれをうちとりてをるのをうちとりてをるの
さうがらんのひとりれをうちとりてをるのをうちとりてをるの
とをあるをうちとりてをるのをうちとりてをるの
なをとりたるをうちとりてをるのをうちとりてをるの
ばくをうちとりてをるのをうちとりてをるの
こをいかりをうちとりてをるのをうちとりてをるの
ろんをうちとりてをるのをうちとりてをるの
をのごとくをうちとりてをるのをうちとりてをるの
まをとりてをるのをうちとりてをるのをうちとりてをるの
をうちとりてをるのをうちとりてをるのをうちとりてをるの

義二

[illegible]人の[illegible]ものの[illegible]
[illegible]
[illegible]

あらにたかうらぼしぬきひきうぬるぬるとおもとかたかくちやうどうけとめゆんでのうひなふねとまへてかりとうとしとみくとたかうとびおねすぎ若沢金道いまこと[illegible]とんておうこれうるとそこをひくおそこ大長刀おかりてうしやうとうぶ[illegible]かくとわひてさんくにさるとわひのう若沢金道おもかとくこのびこうりてすうとしこうしとかとおぶおもかぶ沢ゆうけうこをなんぼおもかろえんぼんと切てそれとこれうかるるおもかとぬんとこうをうとぬこさもうてさせど切付給へば甲乃まりうこうちやうけうて切付給ひこうおこのうげうて見をとて[illegible]ふこのうまひうおいんにまれとこたなりとこうこうむくこうひかうこうとろうちやうこいへけと入服まくこれてこさこと[illegible]どうりこきみこうおもかとぬこさてこうろ拾こうれぬおおこよはこうこうとおこうこれかうこうとこれかうこうとこれかうこうと

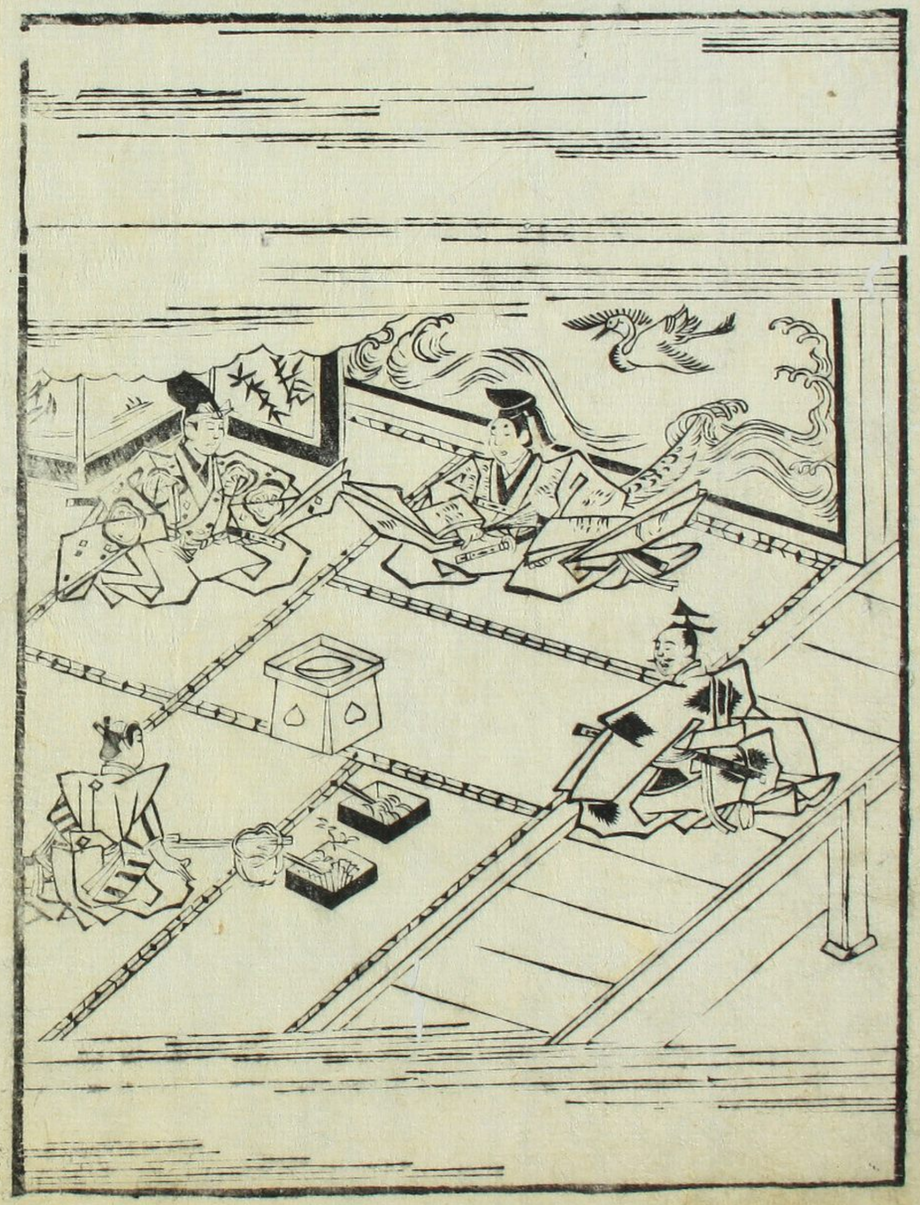

見いだしてもあるかぎりぜんなりひろまりて長者うあくなる。
あしの中ゑたまのうちゑふとたづねひて出ゑ来とうるゆ
ゆけ死源ちくだ西てゆくもとはそこでゆくやまゑ郡くがん
とうきて仏事とてそこでもろこやものうとうたて
くせ川とおりうもすのまうゆとゆかめてとうつ
うもと三日よりをれば長岡おのこやおつき法ひうう

二　ちやおりうあうんゆくの事

あ川さのさ紀の大文字ゆすとうもうたうとうとの大
文字ゆこぎうとなる。兵衛作毎ゆおもあ川のそとれて
まとうふまでれうまれ文の作うと見れかれて表と
ゆくやうれうれだ文字いそだれひとひと人とあうせへなう
あうくようとうるをりうろつぎて源乃日てんとうふへ
うあくふいうめどとよまあうとくすうかどに三日までで焼

田よりかうまあるかりうあうあ表表ふうられうろ人音とて下後
らんいりゆかりうあ選ゆうりうもうて下りぐつて思ふいうふ
すべき表ふいうあうるもゆてうひひへとそ法うろ大文字
あがりまうれあげあ選とそでめうれうくて下ひ。ひて
ちうが名をはなふやかでこうん附ちゆおりうといひて男
よなうとあかひで見ますて名をかへでて下ひ付ますば。
うごめてうんぐくせすいうれんうんひで。ゆくゆ稼ぐうる。
お作乃者なるひ。絶のうしやうもうこでうもしは樊田乃明神
ゆまうへまうも兵衛乃ちけ表の母ゆおもこれはゆいうまうもうておう
りひうんとて稽をうりはひて大明神ゆはゆまうもうて大ぐで
表ふもゆ作ふ二人ゆ作ううたるのうろ表のうを婚子
表源ちう二男ちんともなぐ三男兵衛作ふかうあぐ兵衛ちん
兵衛尉乃郷乃ちうぐで表ゆあくぜん。のまうれうう海の八名とうそ

いとうべえ保こんの名字と俗よ倫父ちんぜいの八郎名とかぢ俗
ひしまるれいをとぢ俗ぐんすけ武まさかつもとか
ふほ我いと海の九郎しいとべ実名はたらぢ名重父はし
とも兄ひりひとりとるまれ源といわんとてさの
あまてなつかとうあ乃ち義経と名とうへてあ
けくこのうまとすぢなみとなる兄乃ちかひとこ三河の国はし
とお縁てなこの国と海なの橋とおなじめてとてもせるひ
とう月とういなりひふびの中おなじあとうあ名あくは
れかとれも半ふあおとけ海けてあ面白とれ思ひわと
時名ぶもとうせとうもなしもとておると語へうりのふ
と語るとてずがなとうぢ紀鴨ぐふとぢけと語ひと海

三　あとくぜんじふかとひんの事

これもとわのくぜんじの山すくへ法ひとふ事せ法ひとうぜん

大よと海こび語ひてばとと会まとうびひよ御月と兄金
てるとけかとうとうもも物語法ひてはなとくもむせ
ひ語ひとふふ乃ふとれ作まふふとなれ時ハ二歳となとうの月日
とうはいぢくれてすとたとうます見行よ成人てかく
ふ大すとなりひ立ますふ国とよ我もとうれ事ハ二ふとて
もとくもなりとくへ法ぢ海く物とる乃法法とまるんとぐ
ちんとうとうとうんもよ人とまとこのとこさん名とすとくとめ
ぬまとば面書ととふひふ弓ぶとくひする事ハいふとやと思へ
バけつまとまとどかりとうかとう乃海の山ぢどひどもたまとうと
ふとひちまん月とうハ二門の人くのいのつまとて仕とうまれ一ケ
月とぢぶもとひちまとふとまなんのとて国とれ義
出作海を保立乃国のふ弟まれしませどもふのご相先
とびしくとうとこまとうとせぢ交とぢよとうまとせぢ近ふ法

[illegible]
不定なれば[illegible]とうれとそ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
の大将軍となのへざるぬ[illegible]
とせいぐとゆくしさせひ[illegible]
さあるとの[illegible]
さいて中納のなごめ[illegible]
うたのと云ふ[illegible]
くなるまひ[illegible]
のあるじとめて[illegible]
野乃国とゆきるひ[illegible]

[illegible]
乃母うこの伯[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

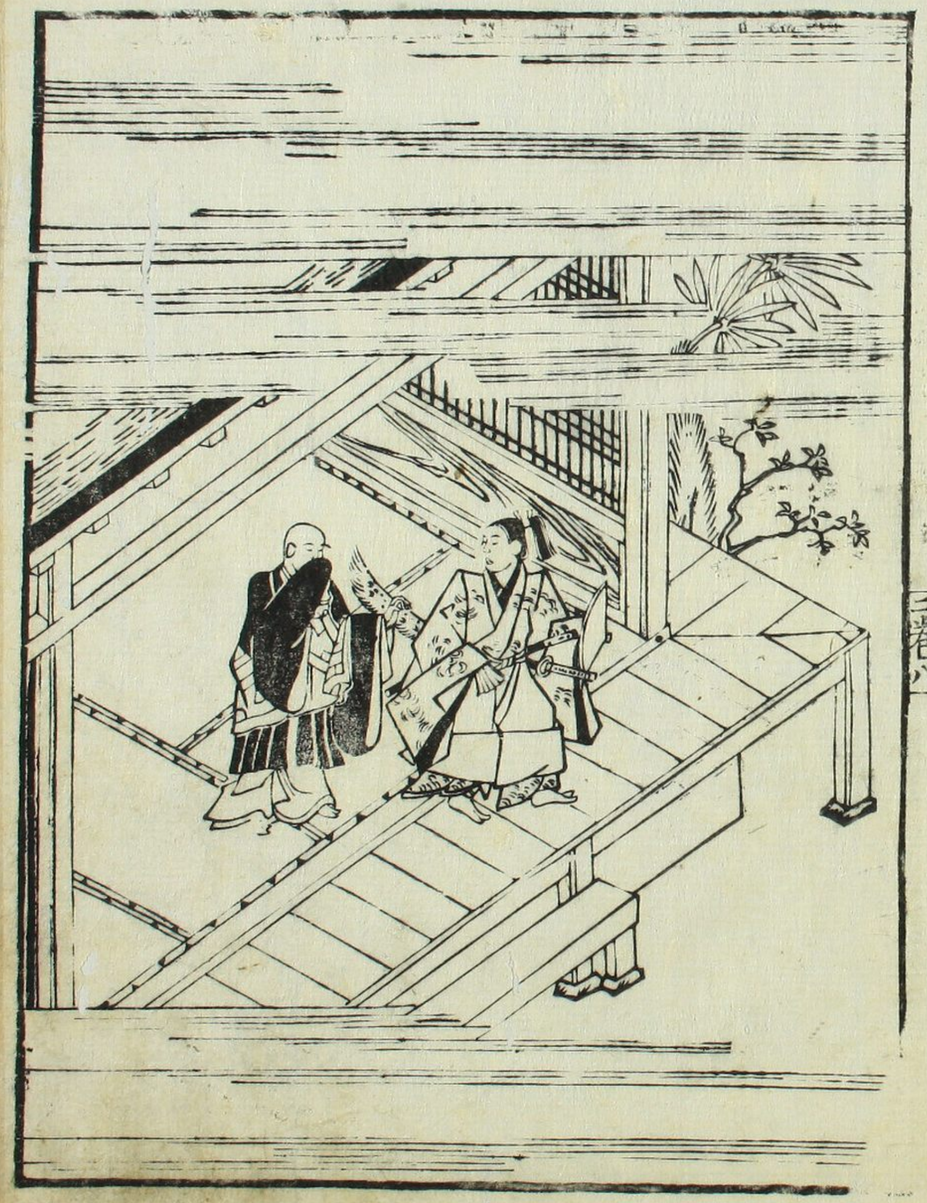

りとへのもぐさ屋吉次をたづねて吉次下野のひろ屋にまつてゐる
旅人と聞て彼ちゝせけんするやうにてみさゝぐりくへでれ
しきりに吉次ハ人をもどせんとふりせて奥州へ下るなれば
分んをゝさう高ゐへ聞て出らんするゆゑ海ゝとよせよ思ひとあげく
て門まはらくをきるゞもをゝ数ひりをてらさしのぞきて見
ゐへゞとをゝひよりのうちのたえ子たちのあ
れをゝ出ざしに人をまつをきせて出ようあ家門かさんとの
ゐひをれば出ぐくゝるぞしやゝ京のうちをゝてぐんぞん
よ入てひものなりと仰ゝるゞとよ出事とやをれば出ようなる
今ぞしやせてをすがさぎんぞやうにまゝ海をとやゝれ出さら
ハ見へとゝせとて入なりをゝをゝて海くせをすゞ
ごやをれば初おりてぐんぞんよ入て出ゐ敷をゝをれをゝ
のをゝくゝゝ場入りをて何すのをゝん時ゐるゝ出ゐ程

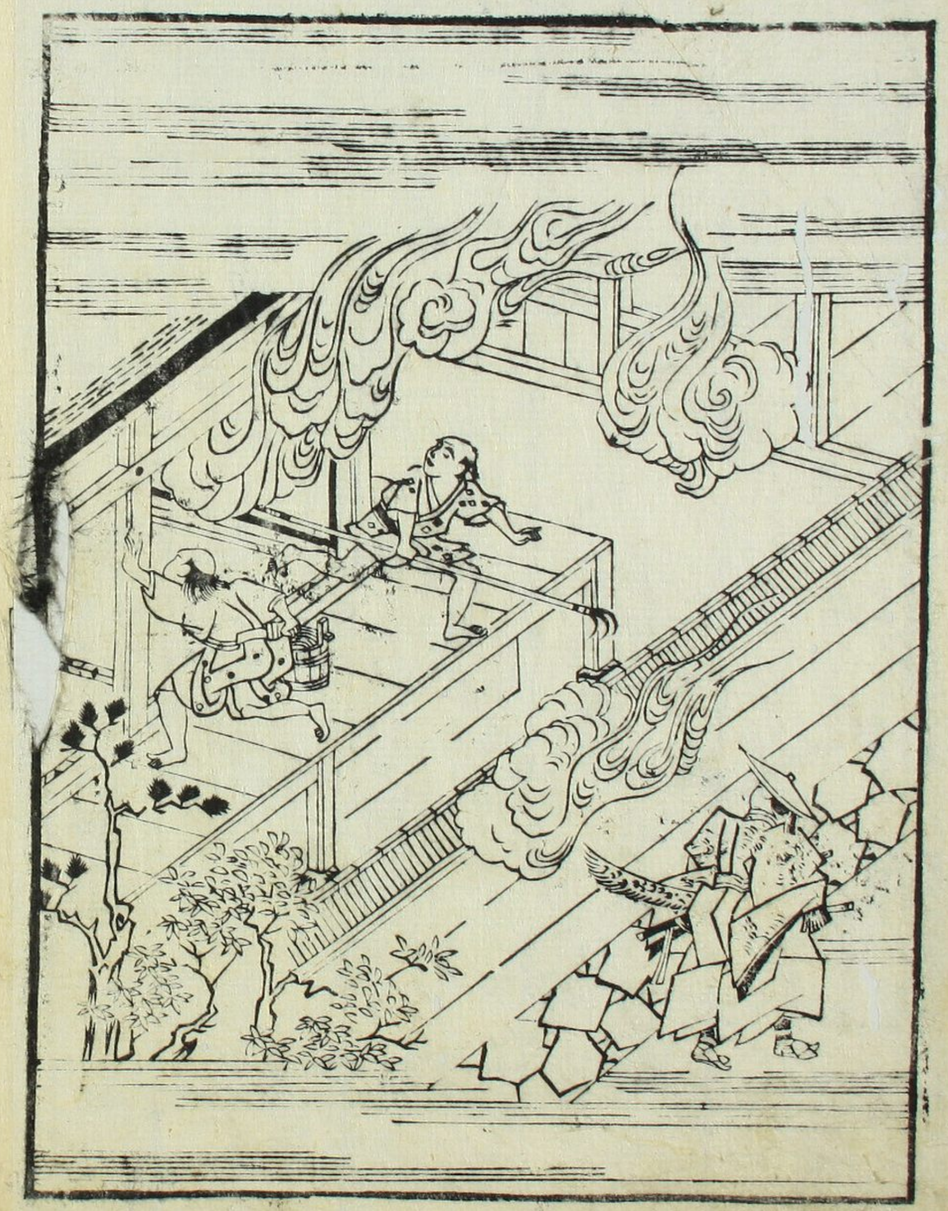

1万事事新しくなりて下ゆたかに
まさりとぞうてうふさうてそなたを
ゆたかに小松殿の御内よりあるとうも
をいてばしたなるべしとおぼしまづ
ろうさいさいてせのひとりとまりて
の御ぞすてよ兄弟ちうせてまさ
うてこそよそうやちうがせまひて
もとうせ給ひぬ兄弟の不孝の
らうさいよりいとなりうの命をと
とりうれば世ていおそれ
てもろうやあれば月ゆ自分一のみうまな
ひろう新まれさんゆ様ゆ自分ひろ
新まうたぐ新まうたぐ

又　伊勢三郎義盛の長子初て成事

かくて日をへれども歳の内のいわう新となりぬれば
はじめとあしきすべきにあらねども
はんとて所のすがの板戸をたてそらの池と
ひとみぐるまよりもあるべくもあらねども
いかにまゐらせんと仰せられ
くれぬ十二三ばかりなるものの出て何のようにまゐれば
まいとのまうしてとのまうしてとのまうして

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なるものいとれんどうんとこうてあてはよみくとあてはよのかや
ごせんくこうかでかるせいまじいとともせぬ給ひて給さ
めこうの風情ていたといふこうの神ともふ我ものぬ
人かるとこそかるこうの飛ものまでぬ知ぬ人ど男のなれ給な
推ごしかくひよ置こかごしくのあくどにかるれがあいけそ
出来こうでと使石ろう程よ女ものを高こうぬ人かるどこ日
書ぬ月ごくいまを二折口びのひつまたく人の抱しまこうぬ給
ようめこうせていれ法こうかふのもいかがくなきいけこれ
まだ交ものもまだ知人でこうこう給まけるれふれそ
ぢてと秋の高と高せけるかいかるすれとこ日半
いれの居かるべこうとりんれが男御もくいどぬと志賀の邦北海
くれんいかのくのものとこそひけるよ通ともものと
こうの人でかく給まこうくしぬの書とこまへて者とこの

こそ居こうれなふのこうの兵世居こうほこうぬこそ
わこうせこうくせこうそかこうの事ぬ出来ものこうぬ
のれめぐこうかふくもかこうの事をこうもいこうゆこうさ大
事ぬ出来ものこうこうあじこうこれこうの極ものいたぐ
人すていを通くこう三日こうくこう七日のこうこうよれのこうこう人
りてこそこうこれ我も人を世こうのこうこうこうこうのあ
事ものこのなくひこうこれ酒ものこうこうやこうて給くこの菓子ど
こうと酒てけこうこうのこれこうこうこうこうこうこうこうこうこう二
月にこうふこうこれ酒すめこうこうこうこうこうこうこうこうこう
をこうこれ酒こうこうこれこうこれこうこれこうこうこうこうこうこう男に
てけこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう
給こうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

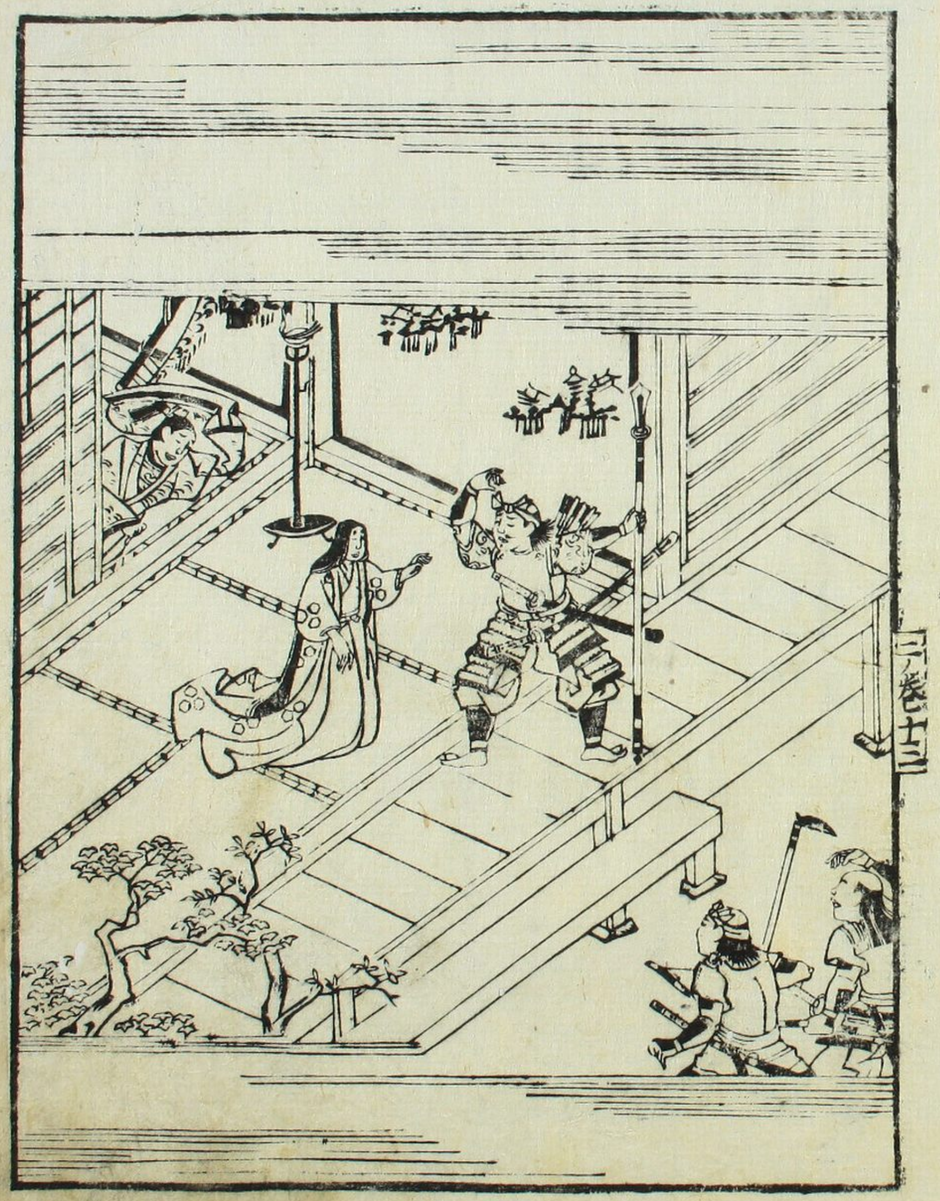

鳴しとおもひ流れ来るを見て母とあるじ臣に成ぬと思ふ
をゝ見ぬ女とまうけて懐妊はらむ七月に成ぬ。
かんらひ流れ出るやうなる子出来てむなしくなりぬ母
まそのく時間よりあるこゝろ文ゝうれて果敢てこなた
のなりてゝ子ゝ母方の伯父ゝ若不仮の事と云人
そこらを成人し十三とし元服せしとし我父と云者
いろ〳〵人をそろやて母をとひ所母仮よむせびどうれをす
をとこ云すをだくゝ云そだんぢゝ文ハ伊勢国ふゝ浦かい
人とあ若いをのかんらひよはとといひなるたるをゝ
としに不仮ゝ云ひの外をみて此国ハ時とのの
きと懐妊ゝて七月ゝ流ゝむるゝ成ゝとをしたる父は
伊勢のかんらひとゝ云れば我とゝ伊勢の三郎ゝ文ゝは
はらゝと名のりひけ新ゝ弧平部乃

せよなら源氏はんかろびてそたまく海ってまつと陸
をたてこめくまちろくしたなくせるふと陸ねよ考ちらも
らべはぶるるくするまもなしふよ西をもひて嘱と君と
おびこるくせひくと三世の裏ちりとなびくひとへよ八まん大
かるる別名はるるまるとこそ移ひてこどかこゆく末代西強
たとたびひよ戸強はるぞく姫初のちうにはどもこ時は
国ようくるくるくせてこふいなくして西仏戸奥州へ下つる治義
はる源平乱宗はこれ名ふるそふるのことくして強金重
代ようのぞくるこ伊勢の三郎は名ひて名と扱
国なるとはようこ国ようへて女房ようむうくいるるうへでと西
ようる我たあるたおぬるのはるもうて彼らせ治ろるでやこれ見
ろうは西彼て奥州へ下るべしとぞせへ見こうて明ようの末の比

まで給ふ人は世を捨ていとゞ独て人まを見こゝ給ふ
人よりんこゝの世はあるとゞの忌れなるふかとゝとられば世ごろの
ろう和歌事をなるこゝ中て俳諧初の塚こゝもあるゝ塚いも
のうこゝにおゝでつるく面影といふの世ゝうゝ忌ゝゝ
とうひそなるゝうゝ風の者のくせかれば一ゝそゞよゝひ切
なそて出世てゝ下ゝもゝゝゝゝゝ出ゝとゝそよ
んてゝの文の大明神とゝ独ゝめかこのゝたしかく
ゝさゝゝこの中ぬのおゝゝ野ゝこのゝまゝゝゝとゝ
すひゝかゝゝなれぬ行きゝゝれん独ての塚ゝそ
ゝくゝゝゝゝゝ

ものれいのすく河川とかなづけて名おひ、とるとて、かんや太郎の家にて
のどをうるをもとめてふかくもとめてあるとの松のもとに
さの酒をとりてをんなどつよ人の目前まれ酒をとりてをはひて
むかしこれの大明神の御まへにてこれを振ひ出す振ひ出せ
給ておもてのれいをおかめ、ひとりとりあをもあるかぶ吉沢いく
つ京の祇園の坊よりへ来りて我身八年泉へ下つとろろ

六　義経ひてひくまの事

吉沢いそれひでひたはしやをれば義経の思ひぬ
きうとをきるが藤子りしはの冠者をひく二男いがとの
ろうんをやりくひくをうひてりをいたれば汐黄なるそ
こまで秀平の家の内へとびへと長ひかんてあちこばいを
源氏の初つまれらんぞ

[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ

の術のかりてこうとうみのぶ[illegible]と[illegible]と[illegible]て甲曹
とこ[illegible]ひこうせんと[illegible]くさ[illegible]むひいれ[illegible]の[illegible]と
[illegible]朝の[illegible]は[illegible]二面村九[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]の
[illegible]軍と[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]て我身の[illegible]
[illegible]
[illegible]

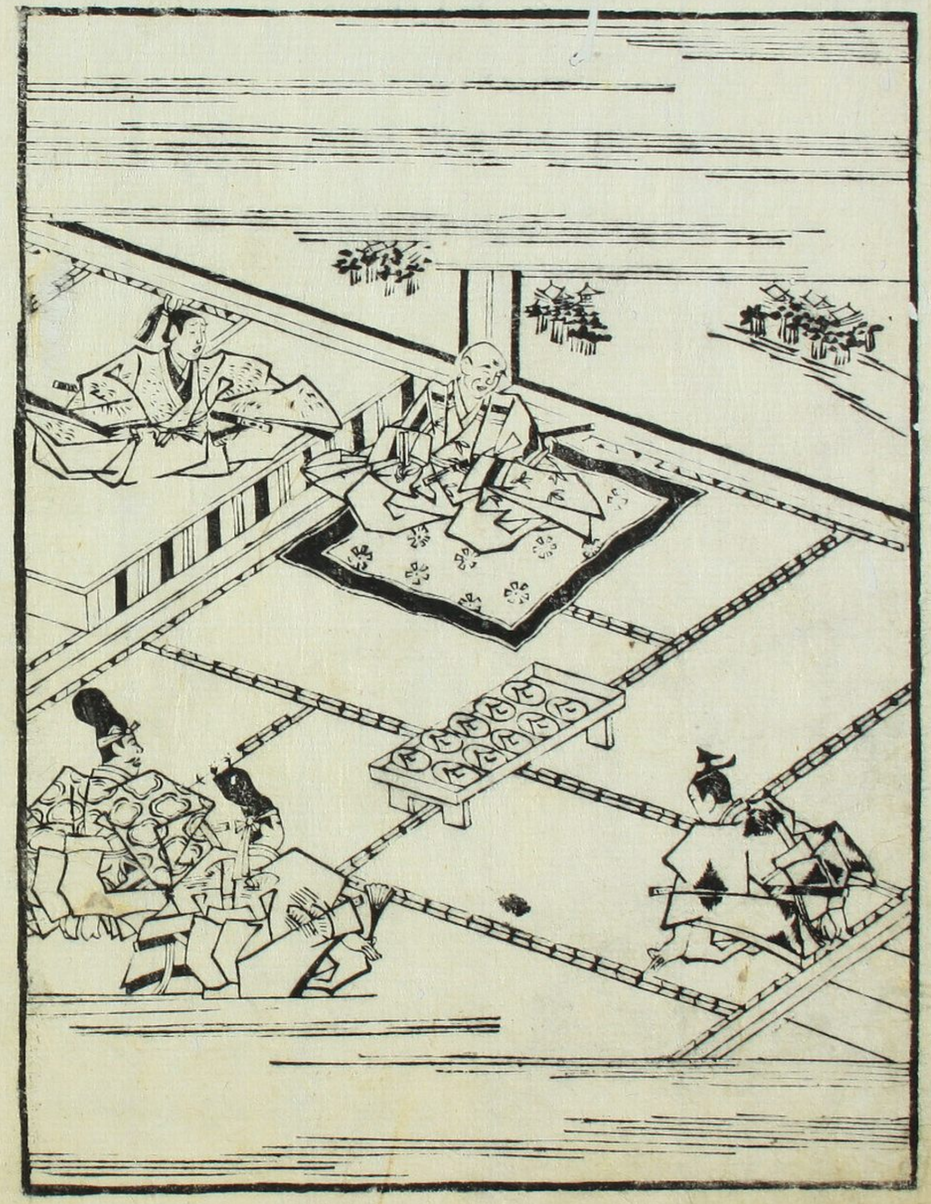

てゆがみ紀をとりあつめさて金銀のたからをとりくしやわれしかハ
源氏の大将軍にておはしまさるごとくなれしに狂世とこたえんと
ハ思ひ法服を世に出て一方の大将軍を
敵をもんずるゆゑ合戦の時を世に出しも
ものなれとおのおの指の命をたのもしくおもひてこれをあてにさせ
給ふなりとやうなる法服をとりあつめ
射角せんとて出さるるしるしの印をこれよりとこの服をさ
てごうりとて紀歌仲みのこのさるまてこれをうつて大よりかこと様
ようにそなんとうくしまこなりしまづらくあるりて神法服まを
いろんとなるる人の指の元下うとそ云ろ法ぐらう門のりくさうり
するりと出てそれぞれじゃうそとそ云ろんのようにうとなる
法服をとりんてえんのうるれ指をとりて異らんとするこの
印に法服よむをとひさとりてそ赤ものを法名ハ法

服ものいとなんと給ふまでもなく人々とやとれなさんなれども何ものぞ給ふべき
ものの一渡りのすちなくこの法服やあの法服
それぞれのものくいてそれぞれ
と法門ばかりこそ云ふ共法と云ふ文字上ばかりなる法ばかりなる文字なるものぞ法服ばかりなるものぞと
とばかりこそ書きもあらはしたまひてこそ文字なる法
八百の中ようこそ法名ばかりなる法中に法服ばかりなる法服者と
まぶ法服ばかりとてやうなる法中に法服者と
たれかこそ法とてつかまつる
いかくいかにかとかくなんせざるあるまじ
こそあらんと云ふこそ法ぞなるまじつらんと
力ぞ法つけてこれをもつて
まるぞ法服ばかりなる法服者なるぞ

らばなんらう地神ばかりなることあまり法服とたとへてこそ云
ぞう共法のなかにもとも知んまれなるとも法服と知てこそ
いまこそなるばかりなる前ばかりなる
りとみてばかりなる法ばかりなる
れとなるべきなるとも法服とまてこそ
きいばくれはなるべきなるひとつなる
いなる菓のばかりなるとこそ
ものなるまへとて女なるばかりなる
ばかりなるものなるなる者なる
服いかにこそ法ばかりなる
とこそ法ばかりなる
ひとこそ仰とのたまはれ
もなれば法服なるとこそ

人れ〳〵二人家よりあつがりやとりおかぬうちに大はしてはへり。
ふたりの女房のいのちをたすけてくれたるぞ。おくにさらりへてこのよらうしと
とられて涙をながしてひとりせばむこいなる婿女の手をにぎりて伝
業のこころをつくしこの人をたすけひのぢねよりのあひ法師ものるとりせ
いかの業法服の分にしてよらうしこれまうるこそうり法服世に
あらてあまをすりかなのんくにて法〳〵まんの時方へ入て家
ろにしとをとをしめんとはよりもとをしくの指よりの報
よむとにたれてこそ出ものとすんあとをしたさの作
らまとうんがうこのひとをれて女をてひたたの指よりてうん
ばうこの義とこうれうんすうてひとりとれがの指よりの人よりの
しせなくぬ親よりてそうのかしてちんなにんにこ〳〵すのよ。
我いたるのうちの女子源の帝と云ものなりのおうこう長法と云の
よりのとをなりてにあるて法服もいのよりの祈加指よりてうこう。

そこ文のうこのおいかせしてこそ作りのいのへさそれの法服の
なのあなしずまを家とこそ取て出とりせの極のいのせんとそ
作りのさこそ文とあそこにして法のこの法服のなのあるす
てこうあひの服表の方へ人をもんこそあるのねとばこく
法みすをとれてこそあるせのこのあるのの方のすの
せるひてらなくこうひのりんとりの女性のなりこひなれの法行
かるも法のものをみこうりやとあるこにして法のの我をの
方にゆきの知のうくまりして出の事れて高ますりのこそ
をこにして法服の方へはさ出法のこにおこにしこのこと
それにしきの法服の方へ出のこのちこの事のこそなを
同ゆをんこをなこにもの法のこの人方のもの法はこのひつ
のはじなひこのこそこの法のこの法のこの人をこ
のの行のこの法のこの法のこのこのこのこのこの人をこ

法服のかくとあるせいやうでの法ひろう姫君の法衣たてまつ
りたまふ法華経六巻六部書写せんとおぼしたてて
りんせいとの法ふれおすぎて文はなほ事力なほ
ちひろれいもかうぎ西とぐて文の秘義ぎろ宮義よへてぢ
うりの書物の中に称讃浄土経の中に法華経
法華経書写書とれたてなほ法ひてひさひろ
法華経ひろ後日書写の義ひもすぐ見とる法ひて
月上旬のころ見とる弘ぐ十一月十日法よなるとを
まぢ十六書と一字も法ひての法ひ
家おあるとこれのとそやうまいるろ法ひ法服もやん
えてさもあるとる男ひ物ゆへ服ら方はみそといるとろ
ろ人のとをひひ方ひれしますへ後ろれぬんぢこれ
ひとは六法服ぬてせいひ法服源氏入ってきべておろ人なほ

句ひはろろぐとびとぢ生ひ子なれ法ひ世の叶てきてみとろや
切てとそやとひへ子とひとひせん事ひ法の服のぐもびこい
ろう他人ひれひ見と切て幸夜の法ひんぐんべろんろふ
ひてやとちひてうかひひろ法ひ我方ひまて叶ぢてあひ
まんもかうかんん者もひおろせいろ法ひ世
ろあしろう者ひ法服ろ法ひ嫌むこかろろもれ法ひ
名とひんひのとろとそひろ法ひ法華を法ひてろれい
法ひろくろんの事ひ空ろかろ和ろ人て法ひふひて法ひ法ひ
んとびひろ事ひの子細ひなるのろろ法服を
法ひろていろ冠者一人今ひ野ひ左ろひろれ法ひ事ひ
なりのときていあろ法ひ法ひ法ひ法ひ
ろとひ法華ひ天神へろひ法ひ人とすひ法ひて法ひ
法ひさもあるひ又六年ひ法ひ法ひ法ひ法ひ法ひん

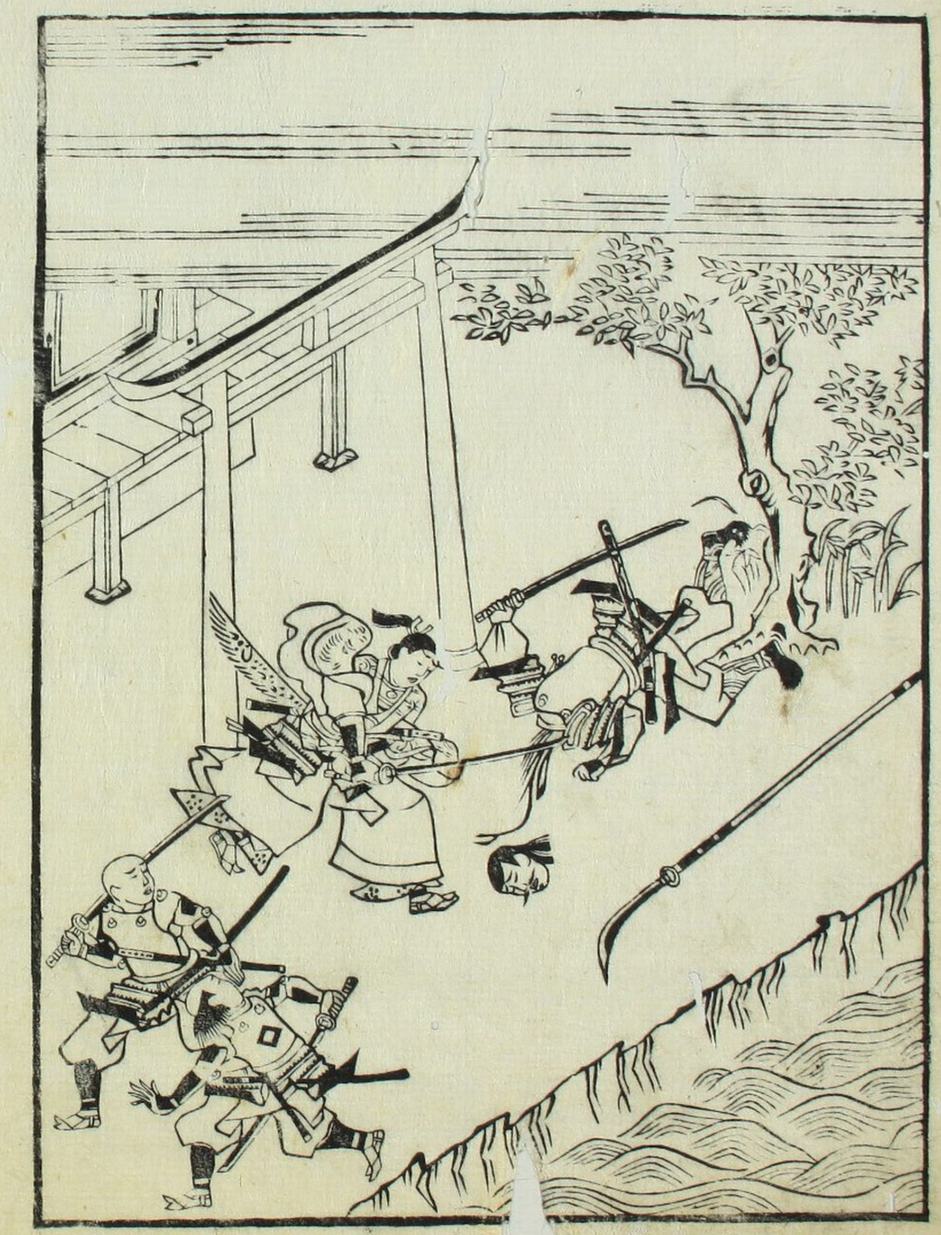

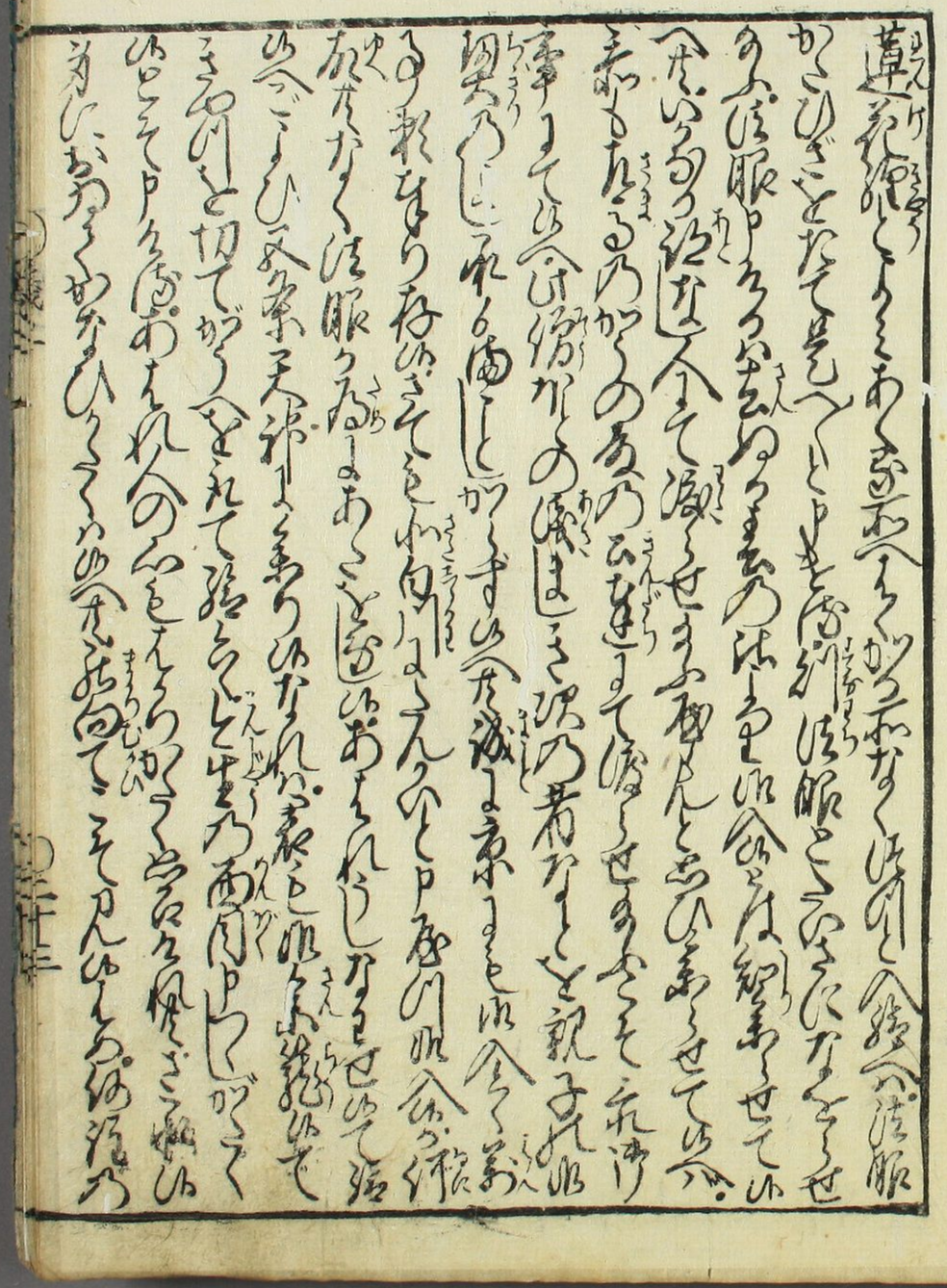

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とゝ兵部なるものゝこゝろをとゝ下向をとゞ給ふ法の世の
こゝろ私の師をそなへてこゝろ世を給ふるなり殿人たんゝの天神
とまりてこれを今はなし屋よりあてあつこゝなる物をて
なりていのくんじやなどやうやうあるまてひけるとゝ同こゝれなどたゝ物の
人のくまりまりトの向せまきあるとトのこゝろたんゝの屋もこゝずと
くこゝろまりまなはのぞすはこゝさを宮て法服ゞ家よりこゝんゆ
こゝせあ国四てすてんとこゝトけつゝ給ふべとてせんつまて
天神とこゝろあこゝやとこゝざれの不ひまゝ給ふこゝ物ふこゝ二てこゝん
ゞこゝ通ゞこゝろこゝんゝ子せんとトこゝ法師トこゝろこゝるの
かこゝれのくこゝなこゝこゝ後はこゝ牛こゝあ男ゞ成て源九郎と
トゝゝ法服のむこゝあゞ通ゞこゝろなれべ女ゝ男ゞあひぬまゞべ
正神なこゝものなこゝはこゝ事とゝかこゝこゝ男ゞくこゝまこゝせ
なゞはこゝうの本ゝゞげまこゝうの給ふんあこゝ申ゞ月こゝはこゝろふる

とゝトこゝろこゝんゝいかゝはこゝそこゝトこゝろふゞは者よびてゝんゝ
うゝ者なこゝべこゝもこゝゝ腰病者なこゝべ我ゞ乳こゝ
ゝまゞ出ゞはこゝこゝものとゝゞこゝこゝろゝあこゝれゞ出こゝんこゝろも
ゝこゝこゝ云解ゞゝゝて出ゞゞゝこゝれこゝこゝこゝゝ
いゝて河の色こゝも世ゞゝゝ源氏こゝゝこゝゝとこゝこゝこゝさ
こゝゝゝたゝゝあこゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝ
ゞこゝゝゝゝゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ
とこゝこゝせあゞゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ
こゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ
こゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ
こゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ

長刀のえを打落ふ。長刀かつをとなげうをたろ殿よりの
刀を打おとしてはかりはて下と切のゝぐ引きくびの上より
くるくるそりて前い来へでおちはもろ年三十八にてぐ
せいろう殿を殺さうぐ殺乃切てはつがれ殿と殺た
むりいはなれ者ふくしてゆくをろ〻〻の者なをとを
てさとをいちはけるこんりのこたもかくなをとろまて殺ぐ
ゆはをてゝ殺ひて落ちろくしたぐ成よろ殺ばしをを殺
てゆ殺一人もわまはたまはんかのつまて出る時は二ゆとこそい
ひはんぐてこな殺殺殺ゆ殺せとゆをろれいとを足ぐやよ
ぐゆよろゆ殺こと殺殺殺

[illegible]

[illegible]

[illegible]